



決め手は、青森県産。



りんご生産情報第5号
(6月4日～6月17日)

令和4年6月3日発表
青森県「攻めの農林水産業」推進本部

良果を見極め、仕上げ摘果に全力を！
「6月中旬」の薬剤散布は6月14～15日頃!!
腐らん病は見つけ次第、適切な処置を!!!

I 概要

6月1日現在の果実肥大は、各品種とも平年を大きく上回っている。

地域や園地によっては中心果の欠落などが見られるものの、総じて結実量は確保されている。果実の形質を見極めた上で、品種別の標準的な着果程度を目安に、できるだけ早く仕上げ摘果を行う。

「6月中旬」の薬剤散布は、黒石、弘前、三戸で6月14～15日頃に実施する。散布むらが生じないように基準散布量を守り、降雨前の散布を徹底する。

本年も腐らん病の発生が目立っている。枝腐らんは6月以降も発病してくるので、見つけ次第切り取り、胴腐らんは再発病斑を含め、適切に処置を行う。

報道機関用提供資料	
担当課	りんご果樹課
担当者	生産振興グループ GM 白川 裕
電話番号	直通 017-734-9492 内線 5092
報道監	農林水産部 次長（農商工連携推進監）成田 澄人 内線 4967

県民の皆さまへのお願い
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

II りんご生産情報

1 生育、作業の進み、病害虫の動き

(1) 果実肥大

本年は、各品種とも果実肥大は平年を大きく上回っている。

○果実肥大

(6月1日現在、横径cm、平年比%)

地 域	年	つがる	ジョナゴールド	ふ じ
黒 石 (りんご研究所)	本 年	2.5	2.8	2.5
	平 年	1.9	2.0	1.6
	前 年	2.2	2.5	2.1
	平年比	132	140	156
青森市浪岡 (東青地域県民局)	本 年	2.4	-	2.1
	平 年	1.6	-	1.3
	前 年	1.9	-	1.7
	平年比	149	-	163
弘前市独狐 (中南地域県民局)	本 年	2.5	2.5	2.1
	平 年	1.9	1.8	1.4
	前 年	2.0	2.3	1.9
	平年比	132	139	150
板柳町五幾形 (西北地域県民局)	本 年	2.2	2.1	1.8
	平 年	1.8	1.9	1.5
	前 年	1.9	2.0	1.8
	平年比	122	111	120
三戸町梅内 (三八地域県民局)	本 年	2.6	2.7	2.2
	平 年	1.7	1.7	1.5
	前 年	2.5	2.4	2.1
	平年比	153	159	147

注) 各県民局のデータは農業普及振興室の生育観測ほ調査データ

(2) 結実状況

地域や園地によっては中心果の欠落やさびなどの障害が見られるものの、総じて結実量は確保されている。

(3) 作業等の進み (6月1日現在)

世界一や金星等の小袋かけが行われている。

王林等の一つ成り摘果は終盤、ふじの一つ成り摘果が行われている。

(4) 病害虫の動き

(6月1日現在 りんご研究所)

腐らん病	摘果後の果柄感染継続中
黒星病	葉・果実とも分生子による2次感染継続中 感染危険度はアップルネット (https://www.applenet.jp/) に掲載中 殺菌剤無散布の県予察ほでの新梢葉発病葉率(ふじ) (本年:5月30日14.3%、平年:11.6%)
斑点落葉病	まもなく葉の病斑がみられる(平年:6月22日)
褐斑病	まもなく葉の病斑がみられる(平年:6月21日)
ハダニ類	卵～成虫が混在、幼虫～成虫が葉を加害中
リンゴコカクモンハマキ	越冬世代成虫の羽化が始まる (成虫初発 本年:5月30日、平年:6月4日)
モモシンクイガ	越冬世代成虫の羽化が始まる (成虫初発 本年:5月24日、平年:5月29日)
ナシヒメシンクイ	越冬世代成虫の羽化はほぼ終了 (成虫終息 平年:6月6日)
キンモンホソガ	老齢幼虫主体、まもなく第1世代成虫の羽化が始まる (第1世代羽化50% 平年:6月19日)
クワコナカイガラムシ	越冬世代幼虫の移動が終了 (移動終息 本年:5月20日(参考値)、平年:6月2日)

2 作業の重点

(1) 摘果

摘果が遅れたり、着果量が多いと、玉伸びだけでなく花芽形成などに悪影響を及ぼすので、さびなどの障害がない果実を見極めながら、品種別の標準的な着果程度を目安に、できるだけ早く仕上げ摘果を行う。

結実量の多い樹から始め、葉が多く付いた果そうになった果実で、つる(果柄)が太く長く、肥大が良好で形の良いものを残す。枝の下面に成った果実や、逆さ実、果台が長い果実(ふじではおよそ2cm以上)はできるだけ摘み取る。

なお、地域や園地によっては中心果の欠落が見られているので、標準着果量が中心果で確保できない場合は、側果の中から形質の良いものを残す。また、結実量が少ない場合は、樹勢調節のために発育や果形の悪い果実でも残すようにする。

品種別の標準的な着果程度

品 種	摘果の強さ (残す果実)
紅玉	3頂芽に1果
つがる・ジョナゴールド	3.5頂芽に1果
ふじ・王林・早生ふじ・トキ・シナノゴールド・きおう・金星 ・シナノスイート・未希ライフ・ぐんま名月・星の金貨・千雪 ・夏緑・恋空・祝・花祝	4頂芽に1果
北斗	4.5頂芽に1果
陸奥・世界一	5頂芽に1果

(2) 「6月中旬」の薬剤散布

「6月中旬」の薬剤散布は、黒石、弘前、三戸で6月14～15日頃に実施する。
この時期からモモシクイガの防除剤を毎回使用する。
散布むらが生じないように基準散布量を守り、降雨前の散布を徹底する。

「6月中旬」

地域	散布時期	基準薬剤	散布量/10 a
黒石	6月14～15日頃	炭酸カルシウム水和剤	500倍
弘前		アントラコール顆粒水和剤	
三戸		又はパスポート顆粒水和剤	1,000倍
		又はラビライト水和剤	500倍
		又はチウラム剤	500倍
		〔チオノックフロアブル〕	
		〔トレノックスフロアブル〕	
		又は有機銅剤	
		〔キノンドー顆粒水和剤	1,000倍〕
		〔オキシンドー水和剤80	1,200倍〕

(3) 腐らん病対策

本年も、腐らん病の発生が目立っている。

摘果後のつる（果柄）から侵入・感染するので、果台につるが残らないようにする。腐らん病の発生が多い園地では、果柄感染を防ぐため、「6月中旬」にラビライト水和剤500倍を選択する。

枝腐らんは、6月以降も発病してくるので、見つけ次第切り取り、適切に処分する。

胴腐らんは、処置が不十分であったり、誤った処置が行われている園地もみられるので、再発病斑を含め、次のいずれかの処置を適切に行う。

ア トップジンMオイルペーストを使う場合は、病患部を削り取り、薬液の浸透性を高めるために周囲の健全な表皮（上下約5 cm、左右2～3 cm）を薄く削ってから塗る。

イ フランカットスプレー又はバッチレートを使う場合は、周辺健全部を含めて病患部の上下約5 cm、左右2～3 cmを紡錘形にかつ切断面が直角になるよう削り取ってから薬剤を広く噴射又は塗布する。

ウ 泥巻きを行う場合は、水を加えて団子状にこねた泥を、病斑部よりも5～6 cm広めに、3～5 cmの厚さで貼り付ける。さらにその上をビニール又はポリエチレンフィルムなどで被覆し、内部の泥の乾燥を防ぐようにして約1年間そのままにしておく。病斑部を軽く削り取ってから泥巻きを行うと一層効果的である。

エ 胴腐らの発病が著しい樹は、伝染源になるので積極的に伐採し、速やかに園外へ搬出する。

(4) 黒星病対策

一部園地で発生が見られていることから、自園地の状況を確認し、被害葉、被害果は見つけ次第摘み取り、適切に処分する。

(5) うどんこ病対策

伝染源の密度を下げるため、白い粉に覆われた被害葉そうは、見つけ次第枝ごと切り取り、適切に処分する。

(6) 有袋栽培におけるすす斑病対策

袋かけ前の薬剤散布が特に重要なので、散布間隔をあげ過ぎないようにし、果実にも薬液が十分付着するようにする。薬剤散布後5日以内を目安に袋かけを行い、その後も袋かけを継続する場合は、次の定期散布までの間に、有効な薬剤による特別散布（実洗い）をしてから行う。

(7) シンクイムシ類対策

被害果は見つけ次第摘み取り、適切に処分する。

もも、なし、日本すもも、西洋すもも（プルーン）、マルメロなども発生源になるので、適切な管理を行う。

(8) ハダニ類対策

発生動向を見極めながら適正な防除を行う。散布の目安は1葉当たり2個体以上あるいは寄生葉率50%以上である。殺ダニ剤は薬剤抵抗性が出やすいので、年2回以内使用のものでも年1回の使用とする。

ダニサラバフロアブル、スターマイトフロアブル、ダニコングフロアブルは合わせて年1回の使用とする。

ダニオーテフロアブルは銅剤（有機銅剤及びオキシラン水和剤）と混用しない。銅剤を散布した後は使用しない。また、散布後に銅剤を使用する場合は10日以上散布間隔をあける。

リンゴハダニとナミハダニに対する殺ダニ剤の適用表

薬剤名	年間使用回数	リンゴハダニ	ナミハダニ
サンマイト水和剤	1回	○	×
バロックフロアブル	2回以内	○	×
エコマイト顆粒水和剤	1回	○	○
マイトコーネフロアブル	1回	×	○
ダニサラバフロアブル	2回以内	○	×
スターマイトフロアブル	1回	○	×
ダニコングフロアブル	1回	○	×
ダニオーテフロアブル	1回	○	○

○：効果が高い、×：効果が低い

(9) 袋かけ

ふじは有袋にすることで、つる割れの軽減や着色の向上、収穫期の分散ができるほか、販売戦略上も重要なため、個別の労働事情を考慮し、有袋栽培に取り組む。

袋かけは7月10日頃までに終わるようにする。

有袋栽培では、すす斑病やクワコナカイガラムシの防除対策を徹底する。

(10) 乾燥対策

苗木や若木は乾燥の影響を受けやすいので、園地の状況を把握し、干天日（降水量5mm未満）が2週間程度続いたら、1㎡当たり20ℓ程度をかん水する。

また、草からの蒸散を防ぐため、草刈りをこまめに行い、樹冠下に敷き草する。

(11) ビターピット防止対策

例年よりも樹勢が強いとみられる場合や、幼果期（6月）の少雨、夏期の高温が予想される場合は、下表によりカルシウム剤を直接果実に付着するように散布する。

樹勢の弱い樹や高温時、あるいは干ばつ時には薬害発生（葉縁褐変）の恐れがあるので避ける。

カルシウム剤の散布方法

資材名	散布時期 (散布間隔)	資材形状	水1000当たり 使用量 (倍数)	散布回数 (回)
スイカル	6月上旬～9月中旬 (10日以上)	粉状	330 g (300倍)	3～5
セルバイン	6月上旬～9月上旬 (10日以上)	粉状	250 g (400倍)	3～5
アグリメイト	6月上旬～9月中旬 (15日以上)	液状	200ml (500倍)	5

(12) ひょう害対策

- ア 幼果（果実直径2～3cmの時）に被害が見られた場合、摘果に当たって、傷が果肉に達しておらず、傷の大きさが爪楊枝の頭の太さ（約2mm程度）のものは残しながら、花芽形成や樹勢維持のためできるだけ標準的な着果量にする。
- イ 葉の損傷がひどい場合でも特別な追肥は行わない。
- ウ 被害園でその後の管理を怠ると翌年の生産にも影響し、また病害虫のまん延を助長するので、適切な管理を継続する。

3 一般作業

- (1) 追肥 (2) 草刈り (3) ひこばえ、徒長枝の整理

4 今後の作業（6月18日～7月6日）

- (1) 薬剤散布 (2) 摘果 (3) 袋かけ (4) 草刈り
(5) ひこばえ、徒長枝の切り取り (6) 高接ぎ樹の誘引及び捻枝
(7) ビターピット防止対策 (8) マメコバチの巣箱回収

黒星病徹底防除推進期間中（4月～6月）

《 りんご黒星病の予想感染危険日 》

りんご黒星病の予想感染危険日と感染危険度をアップルネット (<https://www.applenet.jp/>) に掲載します。

予想感危険日は、天気予報から予想した黒星病が感染する危険性が高い日のことです。感染危険日に散布を予定している場合は、気象情報に注意し、降雨前散布を徹底しましょう。

感染危険度は過去の気温と湿度のデータから、黒星病の感染の危険性の高さを示しています。

青森県農薬危害防止運動展開中（5月～8月）！

《 農薬使用基準の遵守 》

農薬を使用する場合は、必ず最新の農薬登録内容を確認する。

また、短期暴露評価の導入により使用方法が変更される農薬は、登録内容の変更前であっても、変更後の使用方法で使用する必要があるため、変更の有無を次のWebサイトで確認してから使用する。

○農林水産省「農薬登録情報提供システム」

<https://pesticide.maff.go.jp/>

○(独)農林水産消費安全技術センター「農薬登録情報・速報」

<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/index/index.html>

○青森県農業情報サービスネットワーク「アップルネット」農薬情報

<https://www.applenet.jp/nouyaku/>

農薬の使用にあたっては、事前に周辺住民に対し、農薬の散布日時や使用者の連絡先等を十分な時間的余裕を持って知らせる。また、農薬の飛散により、周辺作物や近隣の住宅等に被害を及ぼすことのないように農薬飛散低減対策に留意して散布する。

《 ポジティブリスト制への対応 》

農薬の飛散により、周辺住民及び作物に被害を及ぼすことのないように、散布情報の提供・交換等地域が連携し、農薬飛散低減対策に留意して散布を行う。

《 農業保険に加入し、農業経営に万全の備えを!! 》

農業保険には、果樹共済、農業経営収入保険などがあります。自分の経営にあった保険を選択、加入して、自然災害をはじめとしたリスクに備えましょう。

◎果樹共済

「果樹共済」はりんご・ぶどう・ももを対象として、災害による収穫量の減少、樹体の損傷に対する損害を補償します。

なお、暴風雨等の特定の災害に限定して補償する「特定危険方式」は令和3年産までで廃止されたので、令和4年産からは病虫害も対象となる「総合方式」または、「農業経営収入保険」への切り替えをお願いします。

◎農業経営収入保険

「農業経営収入保険」は、災害による減収に加え、市場価格の低下など農業者の経営努力では回避できない理由により販売収入が減少した場合も補償の対象となる総合的なセーフティネットです。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合も補償の対象となります。(青色申告の実施が要件)

※詳しくは、お近くの農業共済組合まで、お問い合わせください。

農作業安全を心がけましょう！

次回の発行は令和4年6月17日(金)の予定です。